

就労定着支援指定申請のしおり

1 指定申請手順の概要

障害者総合支援法の改正により、平成30年4月1日から、就労定着支援が障害福祉サービスに位置付けられました。

申請の受付は、公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 就労担当（以下、財団）で行います。

申請書類等について、審査の上、指定の可否決定を行い、結果を事業所宛てに通知します。

2 提出書類

別添「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者指定の申請に係る書類一覧」のとおり

申請書類の様式等については、「東京都障害者サービス情報」のホームページ上に、掲載しています。

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-026>

※申請書類については、事業所保管用として必ずコピーを取っておくようにしてください。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者指定の申請に係る書類一覧

「申請者確認欄」の該当欄に「○」を付し、提出書類に漏れがないよう確認してください。

「事業所の名称」「所在地（区市町村名）」「担当者連絡先」を記入してください。

（2）指定（更新）申請書（様式第1号・別紙）

記載例を参照の上、記入してください。該当がない場合も、別紙を添付してください。

（3）就労定着支援事業所の指定に係る記載事項（付表15）

①付表15

記載例を参照の上、記入してください。

②一般就労実績（付表15-2）

指定要件である、就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に於いて平均1人以上通常の事業所に新たに障害者を雇用していることを確認します。

一体的に運営する就労移行支援等の事業所で、過去3年間に於いて、一般就労に移行した者について記入してください。（申請日から遡って過去3年間に於いて、一般就労移行者数が3人以上いる場合は指定要件を満たします）一般就労の定義、雇用継続の状況は問いませんが、就労継続支援A型事業所への移行は除きます。

また、就労移行支援等の事業運営が3年に満たない場合であっても、就労移行支援等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が3人以上いる場合には、就労定着支援の実施主体としての要件を満たすことになります。

なお、一体的に運営する事業所が多機能型の場合は、就労定着支援をどれか一つのサービスに紐付ける必要があるため、どれか一つのサービスに係る一般就労移行者のみ記入してください。（例えば、就労移行支援と就労継続支援B型を運営している場合で、就労定着支援を就労移行支援に紐付ける場合、就労移行支援の一般就労移行者のみが一般就労移行実績の対象となります。）

（4）添付書類

①利用者の推定数と従業者（就労定着支援員）の員数（参考様式）

「利用者の推定数」及び「就労定着支援員の員数」について確認します。

指定申請日から過去3年間のそれぞれの期間において、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を記入してください。

新設の場合、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%が「利用者の推定数」となります。(新規に指定就労定着支援事業を実施する場合の「利用者の推定数」は、指定申請日から起算して、過去1年間に就労継続期間が6月に達した者、過去2年前の1年間に就労継続期間が6月に達した者、過去3年前の1年間に就労継続期間が6月に達した者の数を合計した総数に70%を乗じて得た数となります。)

また、利用者の推定数を40で除した数が、基準上の必要な「就労定着支援員の員数」となります。

②6月定着者の状況(利用者の推定数・支援員数)(別添)

①で算定した「就労を継続している期間が6月に達した者」について確認します。

指定申請日から過去3年間のそれぞれの期間において、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の「氏名」「就職日」「就職先事業所名」「6月に達した日」「届出時点の継続状況」「移行元サービス種別」を記入してください。(平成30年5月15日が指定申請日の場合、過去1年間(平成29年5月16日～平成30年5月15日)において就労継続期間が6月に達した者、過去2年前の1年間(平成28年5月16日～平成29年5月15日)において就労継続期間が6月に達した者、過去3年前の1年間(平成27年5月16日～平成28年5月15日)において就労継続期間が6月に達した者が対象となります。)

③介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)

記載例を参照の上、記入してください。

④介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)

記載例を参照の上、記入してください。地域区分にも「○」を付してください。「適用開始日」には、指定年月日を記入してください。

「就労定着支援利用者数」には、①で算出した「利用者の推定数」にあてはまる区分に「○」を付してください。

「就労定着率区分」には、⑤で算出する、「就労定着率区分」に「○」を付してください。

「就労定着実績」には、「就労定着実績体制加算」を算定する場合に「○」を付しますが、新設の事業所は算定することはできません。(指定を受けた日から1年間は算定できません。)

「職場適応援助者養成研修修了者配置体制」には、「職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算」を算定する場合に「○」を付してください。本加算を算定する場合は、就労定着支援員が研修受講証等研修を修了したことが証明できるものを必ず添付してください。

就労定着実績体制加算

○概要

利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に長期間継続して就労している者が多い事業所を評価する加算

○要件

過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上いること ※指定を受けた日から1年間は算定できない

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算

○概要

専門的な知識を有する就労定着支援員を配置していることを評価する加算

○要件

厚生労働大臣が定める研修（独立行政法人高齢・障害者支援機構において行う第1号職場適応援助者養成研修及び厚生大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修）を修了した就労定着支援員を配置していること

⑤就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（様式4）

就労定着支援については、「就労定着率」に応じて基本報酬を算定しますが、「就労定着率」は、過去3年間に就労定着支援を受けた総利用者数のうち、前年度末において就労が継続している者の数の割合から算出します。

新規指定の場合、一体的に運営する就労移行支援等における、指定を受ける前月末日から過去3年間の就職者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合から算出します。（指定を受ける前月末日から起算して過去1年間の就職者数、過去2年前の1年間における就職者数、過去3年前の1年間における就職者数の総数のうち、指定を受ける前月末日においても就労が継続している者の割合が「就労定着率」となります。）

⑥就労継続者の状況（新規指定の場合）（別添2）

⑤で算定した「過去3年間の就職者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者」について確認します。

指定を受ける前月末日の就労継続者数を記入してください。

また、指定を受ける前月末日から過去3年間における一般就労への移行者の「氏名」「就職日」「就職先事業所名」「指定を受ける前月末日の継続状況」「移行元サービス種別」を記入してください。

⑦従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）

記載例を参照の上、記入してください。

管理者、サービス管理責任者、または就労定着支援員が、他の事業所と兼務する場合は、他の事業所の勤務形態一覧表も必ず添付してください。

なお、就労定着支援員が、他の事業所（一体的に運営する就労移行支援事業所等）の従業者と兼務する場合は、同じ時間に双方の職務を行っているものとして常勤換算に算入（カウント）することはできない（勤務時間の被りは認められない）ことに留意してください。

管理者、サービス管理責任者は、一体的に運営する就労移行支援事業所等の管理者、サービス管理責任者と兼務することは可能です。（同じ時間に双方の職務を行っているものとして常勤換算に算入（カウント）することができる。）ただし、サービス管理責任者は、一体的に運営する就労移行支援事業所等とのそれぞれの利用者の合計数に応じて、必要数を置くことになります。

⑧申請者の定款、寄付行為等及び登記事項証明書又は条例等

定款及び登記事項証明書（公立の場合は条例）を添付してください。

定款及び登記事項証明書にて、実施する障害福祉サービス事業を細かく設定している場合等は、就労定着支援事業が実施できる記載になっているか確認してください。

⑨事業所の平面図

任意の様式で作成してください。

就労定着支援事業所で使用する各部屋（事務室、相談室、受付スペース等）の用途及び区画を明確に図示し、設備及び備品を平面図に記入してください。

⑩建物面積表（参考様式）

記載例を参照の上、記入してください。平面図の内容との整合性を図ってください。

⑪管理者経歴書(参考様式3)

記載例を参照の上、記入してください。

⑫管理者の実務経験証明書(原本)または資格等の証明書(写)(参考様式4)

実務経験証明書について、一体的に運営する事業所の管理者として既に提出済みの場合は、写しでも結構です。

事前に必ず実務経験要件を確認してください。

⑬サービス管理責任者経歴書(参考様式3)

記載例を参照の上、記入してください。

⑭サービス管理責任者の実務経験証明書(原本)及び資格等の証明書(写)(参考様式4)

実務経験証明書について、一体的に運営する事業所のサービス管理責任者として既に提出済みの場合は、写しでも結構です。

事前に必ず実務経験要件を確認してください。

⑮サービス管理責任者研修(就労分野)及び相談支援従事者研修修了証(写)

サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修の2種類の研修修了証の写しを添付してください。

研修を未受講の場合には、「研修受講誓約書」(参考様式)を提出してください。

⑯運営規程(記載例)

記載例を参照の上、記入してください。

⑰当該申請に係る事業に係る資産の状況

法人の直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録等)一式を添付してください。

⑱利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要(参考様式6)

記載例を参照の上、記入してください。

⑲障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿(参考様式)

法人の代表者・役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わない)について記入してください。必ず、事業所の管理者についても記入してください。

⑳事業開始届(参考様式)

記載例を参照の上、記入してください。

(5) 切手を貼付した返信用封筒(受付確認を希望する場合のみ)

受付確認を希望する場合、受付印を押印した申請書の写しを返送します。ただし、申請書が到着したことをお知らせするためのものであり、正式な受理や指定の決定を意味するものではありませんので、ご注意ください。

(6) 申請書類のファイリング

完成した申請書類一式のファイリングについて、ご協力をお願いします。

①ファイル

申請書類一式の左2か所に穴を開け、「事業者指定の申請に係る書類一覧」に記載の順序で、

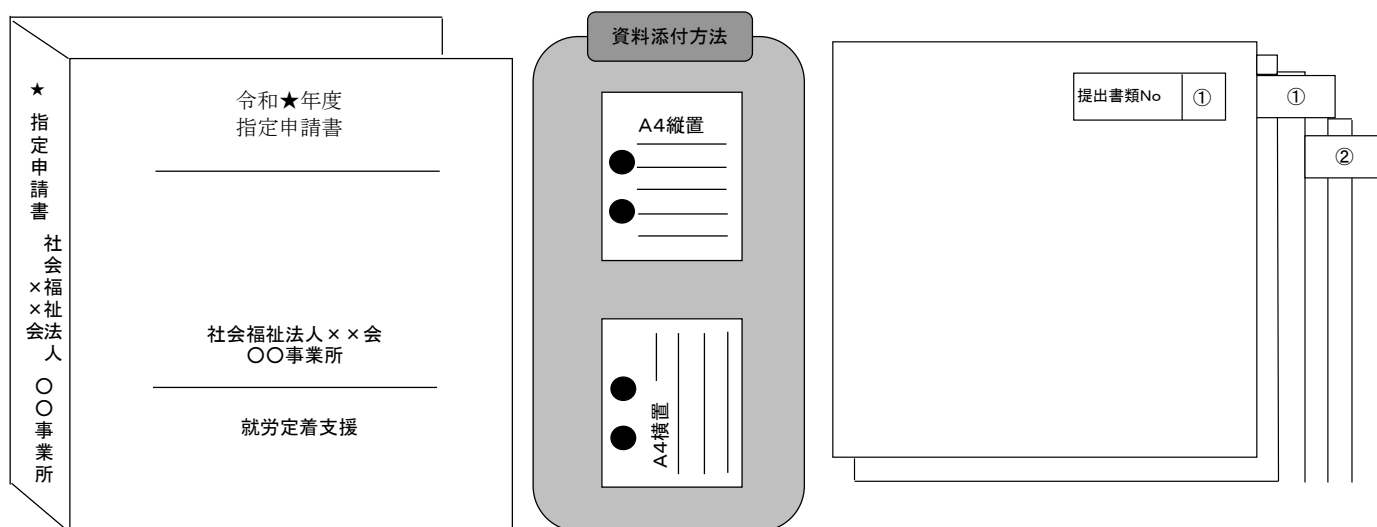
フラットファイル(A4・縦長・左綴じ・緑色)に綴ってください(「事業者指定の申請に係る書類一覧」を先頭ページに綴ってください。)。また、表紙及び背表紙を記入してください。

②インデックスの挿入

申請書類ごとに、用紙の右側にインデックスを付し、項目ごとに挿入してください。

インデックス番号は「事業者指定の申請に係る書類一覧」に記載のインデックス番号と一致させてください。

【作成例】



3 提出期限・提出方法

(1) 提出期限

指定を受ける日の前々月の末日【必着】

(例) 令和6年4月1日指定の場合 → 令和6年2月29日(木)までに申請書類を提出

令和6年5月1日指定の場合 → 令和6年3月29日(金)までに申請書類を提出

※月末が土・日・祝日である場合は、直前の平日が締め切りとなります。

(2) 提出方法

郵送

【提出先】〒163-0718

新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 就労担当

4 申請書類受付後から指定通知までの流れ

(1) 審査

申請書類に係る審査は財団が行います。

指定に係る審査のため、東京都が現地確認調査等を行う場合があります。

その場合は、東京都から申請者へ連絡しますので、ご協力をお願いします。

(2) 指定通知書の交付

指定通知書については、指定を受ける日の前月又は指定月初週に送付します。

届かない場合は、東京都までご連絡ください。

5 その他

就労定着支援の対象者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、利用に当たって新サービスの内容等の説明が必要になるとともに、区市町村において新たな支給決定事務も生じます。

6 問合せ

【就労定着支援の制度に関する内容及び指定通知書について】

東京都 福祉局 障害者施策推進部

地域生活支援課 就労支援担当

電 話：03-5320-4158

【指定申請書類について】

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室 就労担当

電 話：03-6302-0308

*送付先にご活用下さい。

-----✂キリトリ線-----

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部

障害福祉事業者指定室 就労担当 行